

中間貯蔵施設環境安全委員会（第3回）

平成27年12月24日（木）

13:30～15:30

郡山ビューホテル4階パラシオ

議事次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 事務局について
- (2) 中間貯蔵施設に係るパイロット（試験）輸送の実施状況等について
- (3) その他

3. 閉会

配付資料一覧

- 資料1 中間貯蔵施設環境安全委員会の事務局の変更について
- 資料2 中間貯蔵施設に係るパイロット（試験）輸送の実施状況等について
- 資料3 保管場の追加的な安全・安心対策について
- 資料4 パイロット（試験）輸送においてこれまでに発生した事例について
- 参考資料 中間貯蔵施設環境安全委員会委員名簿

中間貯蔵施設環境安全委員会の事務局の変更について

- 前回委員会において、環境省に代わって福島県が事務局を務めるべきとの意見が出され、安全協定第 12 条第 3 項に基づき、福島県、大熊町、双葉町及び環境省の間で協議した結果、中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱を別紙 1 のとおり改定し、第 4 回の委員会以降、福島県が事務局を務めることを結論とした。
- 第 1 回委員会において確認した委員会の運営に関する事項について、別紙 2 のとおり改定し、議事録作成及び確認作業は環境省と連携して福島県が行うこととする。

(参考) 安全協定第 12 条 (抜粋)

第 12 条 中間貯蔵施設の建設等の状況等について報告を受け、監視を行い、中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関すること等について助言を行うことを目的として、甲、乙及び丙は、中間貯蔵施設環境安全委員会（以下「環境安全委員会」という。）を設置するものとする。

2 環境安全委員会には、乙の住民及び学識経験者が参加するものとする。

3 前項のほか、環境安全委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱

中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書第 12 条の規定に基づきこの要綱を定める。

第 1 目的及び名称

福島県内において生じた除去土壌等の中間貯蔵施設の建設及び管理運営並びに中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬の状況等について報告を受け、監視を行い、中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関する事等について助言を行うことを目的として、福島県、大熊町、双葉町及び環境省は、中間貯蔵施設環境安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 活動

委員会は、次の事項について、環境省等から報告を受け、監視を行い、意見交換及び助言等を行う。

- (1) 中間貯蔵施設の建設及び管理運営並びに中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬の状況に関する事
- (2) 中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関する事
- (3) 中間貯蔵施設に係る情報の公開その他の国民の理解の促進及び住民との信頼関係の確保に関する事
- (4) その他中間貯蔵施設の安全の確保に必要な事項

第 3 構成

1. 委員会は、次に掲げる区分ごとに、次に掲げる人数の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 人
- (2) 福島県 2 人
- (3) 大熊町 2 人
- (4) 双葉町 2 人
- (5) 大熊町が指名する住民 4 人
- (6) 双葉町が指名する住民 4 人

2. 委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

3. 委員が任期途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期

間とする。

4. 1の(1)の学識経験者の委員は、福島県、大熊町、双葉町及び環境省が協議して指名するものとする。
5. 1の(2)～(6)の委員については、それぞれの議会議員を含めることができるものとする。
6. 委員会は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の職員をオブザーバーとして参加させることができる。

第4 委員長

1. 委員会に委員長を置く。
2. 委員長は、委員の中から委員会において互選する。
3. 委員長は、必要な際に委員会を招集し、議事の運営に当たる。
4. 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。
5. 委員長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
6. 委員長の任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第5 議事録

委員会は、議事録を作成し、公表するものとする。

第6 その他

1. 委員会の事務は、環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所福島県が行う。
2. 環境省は、福島県が委員会の事務を行うに当たって必要な協力を行うものとする。
3. この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月25日から実施する。

中間貯蔵施設環境安全委員会の運営について

中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱に定めるもののほか、以下によることとする。

1. 会議の公開等

- 会議については、マスコミに公開で開催する。
- 資料については、会議終了後速やかに環境省ホームページに掲載する。
- ただし、会議及び資料において個人情報を取り扱う場合等については、委員会で確認をした上で、部分的に非公開にすることができる。

2. 議事録

- 中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱において、「委員会は、議事録を作成し、公表するものとする。」とされていることを踏まえ、事務局（**環境省福島県**）は、会議終了後速やかに**環境省と連携して**議事録の案を作成し、委員の確認を得た上で、議事録を公表（環境省ホームページに掲載）する。



中間貯蔵施設に係る パイロット(試験)輸送の 実施状況等について

平成27年12月

環境省 福島環境再生事務所

パイロット(試験)輸送と保管場(ストックヤード)について

【パイロット(試験)輸送】

- 大量の除染土壌等を輸送する段階に向け、安全かつ確実に実施できることを確認するため、概ね1年間程度実施。
- パイロット(試験)輸送の段階から、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、モニタリング等を行い、安全かつ円滑な輸送を実施。
- 各市町村からそれぞれの現地状況に応じて概ね1,000m³程度を輸送。

【保管場(ストックヤード)】

- 目的：中間貯蔵施設の具体的な配置図に沿った本格工事が始まるまでの間、施設予定地内に除染土壌等を一時的に保管する保管場(ストックヤード)を整備する。
- 保管容量：合計5万m³程度
(第一弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約1万m³程度
(第二弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約1万m³程度
(第三弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約0.6万m³程度
- 保管量(平成27年12月22日時点)
 - 大熊町保管場：17,799 m³
 - 双葉町保管場：12,330 m³ 計30,129m³※輸送した大型土のう袋等1袋の体積を1m³として換算した数値
- スクリーニング結果
 - 保管場等から退出した工事関係車両は全て基準値(13,000cpm)未満であることを確認。



保管場への定置作業



スクリーニング作業

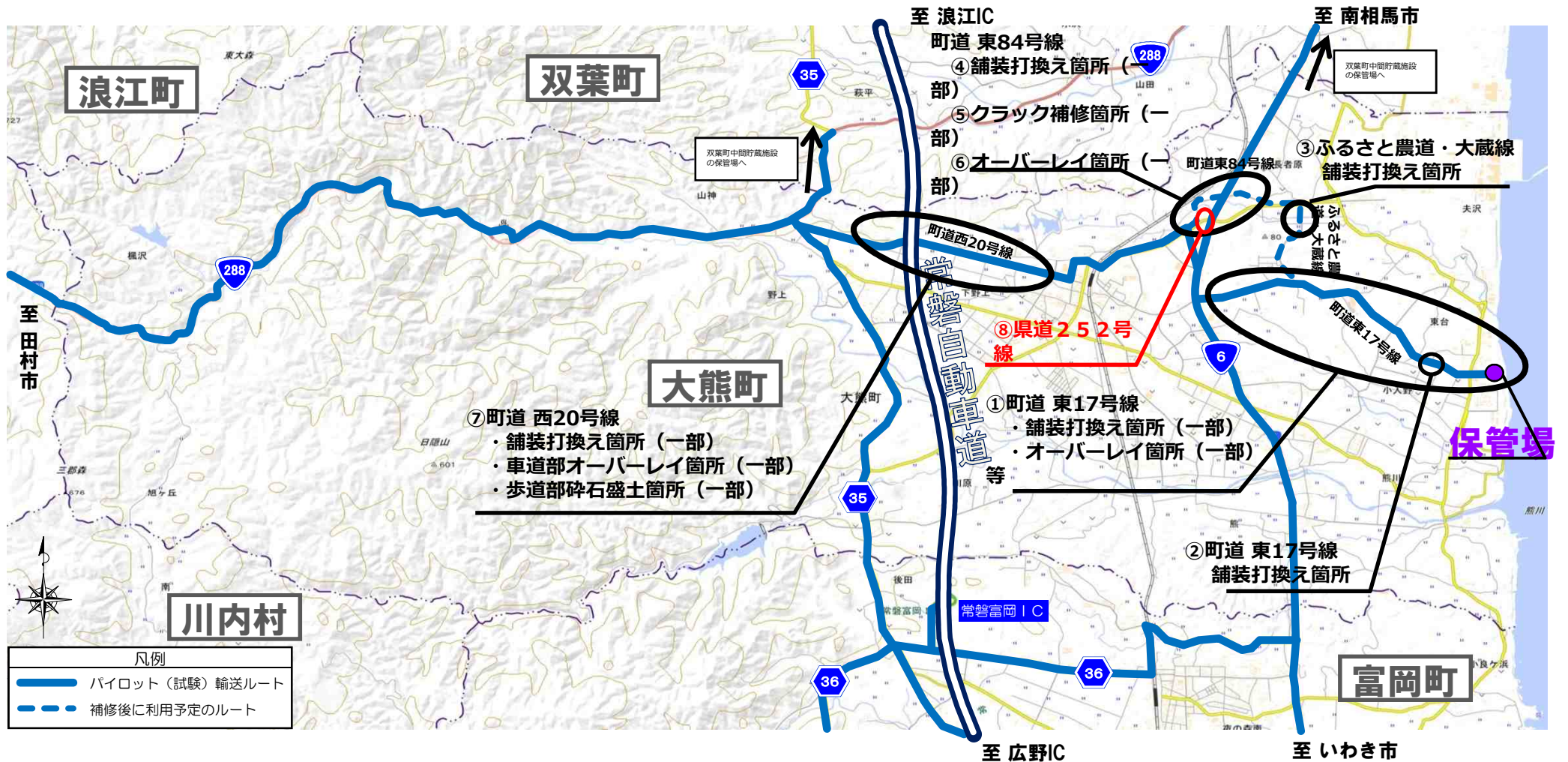
パイロット輸送の状況

(平成27年12月22日時点)

パイロット輸送を開始した31市町村(うち28市町村は終了)	大熊工区				双葉工区				
	地域	市町村	輸送開始	輸送完了	地域	市町村	輸送開始	輸送完了	
	浜通り	大熊町	3/13	4/7	浜通り	双葉町	3/25	4/14	
		富岡町	5/26	6/6		浪江町	6/23	8/4	
		川内村	6/8	7/10		葛尾村	6/26	8/6	
		広野町	6/22	7/10		楡葉町	6/30	9/25	
		いわき市	9/1			南相馬市	11/11	11/28	
	中通り	田村市	4/10	5/25		飯舘村	11/11	12/11	
		棚倉町	7/18	8/4		相馬市	12/7		
		浅川町	8/19	8/28		中通り	郡山市	7/27	9/9
		平田村	9/25	10/2			川俣町	11/2	12/21
		古殿町	10/6	11/3			三春町	11/2	11/19
		鮫川村	10/19	10/22	伊達市		11/17	12/3	
		白河市	11/5	11/20	須賀川市		11/30		
		玉川村	11/10	11/28	福島市		12/1	12/22	
天栄村		11/24	12/10	※積込場から搬出先までの距離が近いところからの搬出を基本としつつ、積雪等による影響が大きいと考えられる場合はできる限り秋までに搬出していく等の方針。 ※上記方針に基づき、福島県と連携しながら、関係市町村等と調整し、順次実施予定。					
西郷村		12/4	12/16						
会津	会津美里町	9/8	9/28						
	会津坂下町	10/1	10/16						
	湯川村	10/26	11/7						
今後開始する市町村	浜通り	新地町	中通り	石川町	鏡石町	国見町	矢吹町	泉崎村	中島村
				桑折町	大玉村	小野町	二本松市	本宮市	2

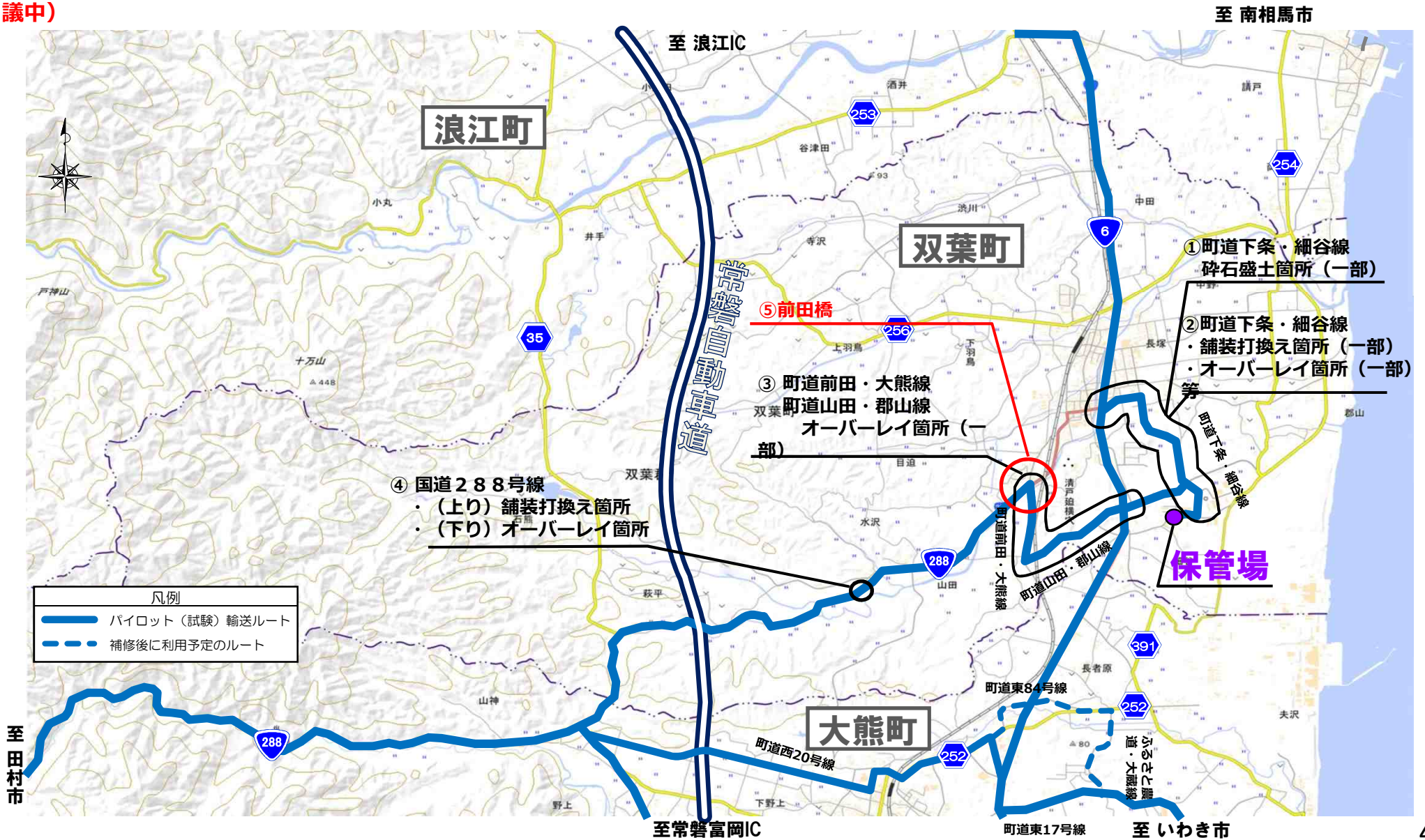
輸送実施にあたり道路補修等を実施した箇所(大熊町)

- ①：パイロット(試験)輸送開始前に道路補修等を実施した箇所
- ②～⑦：国道6号アンダーパスを通行するために道路補修等を実施した箇所（②、⑦は、追加で道路補修等の要望があった箇所）
- ⑧：今後の輸送量の増加に向け、復旧をする箇所（復旧方法を福島県・大熊町と協議中）



輸送実施にあたり道路補修等を実施した箇所(双葉町)

- ①：パイロット（試験）輸送開始前に道路補修等を実施した箇所
- ②～④：他市町村からの輸送開始に合わせて、追加で道路補修等を実施した箇所
- ⑤：今後の輸送量の増加に向け、補修する箇所（現地調査は完了。補修方法は、双葉町と協議中）



補修等を実施する箇所(県道252号線復旧工事(大熊町))

- 東日本大震災で被災した県道252号線を、輸送ルートとして活用するために復旧する。
- 輸送車両は、県道252号線から国道6号下アンダーパスルート(町道東84号線)を利用することを基本とし、輸送ピーク時や渋滞・事故等が発生した場合を考慮して県道252号線も併用する。



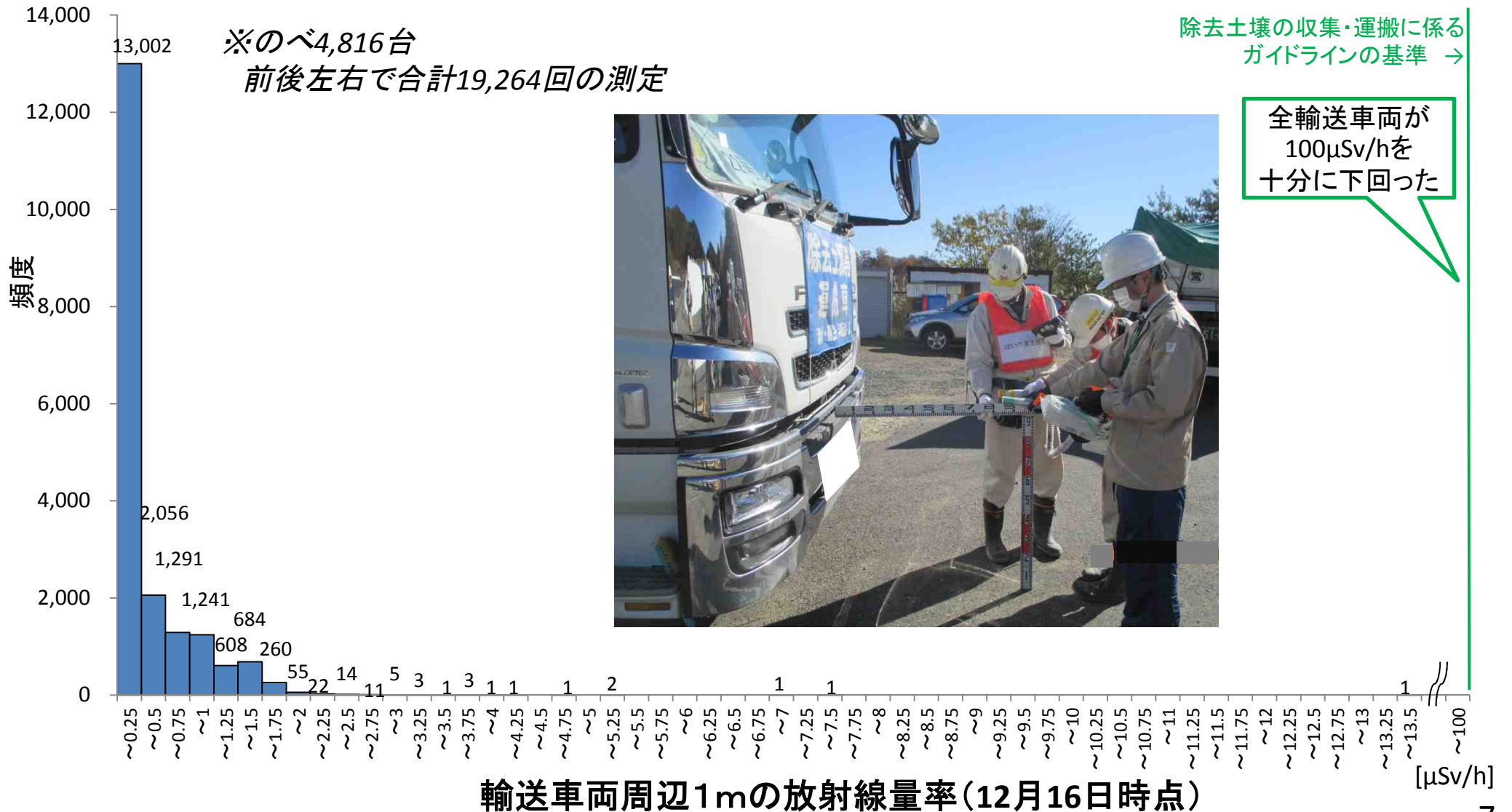
補修等を実施する箇所(前田橋の補修(双葉町))



- 平成27年11月に前田橋の強度等の調査を実施。
- 調査結果を踏まえた解析により、前田橋の強度等は輸送車両(10tトラック1台程度)が通行しても問題がないことを確認。
- 一部ひび割れや鉄筋の露出があるため、今後、町と協議を行い補修を実施予定。
- 大量輸送に向けては、前田橋の通行の適否も含めた輸送ルート全体の検討が必要。

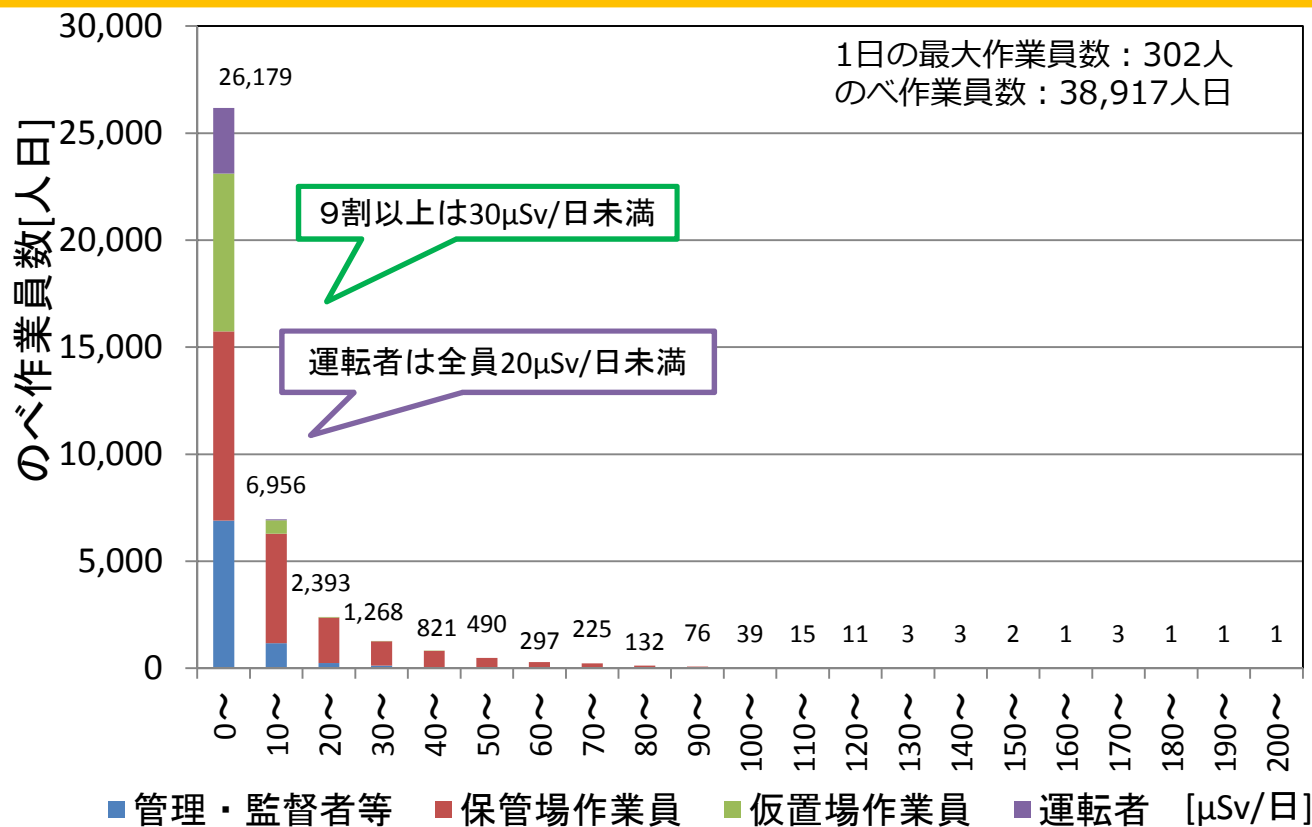
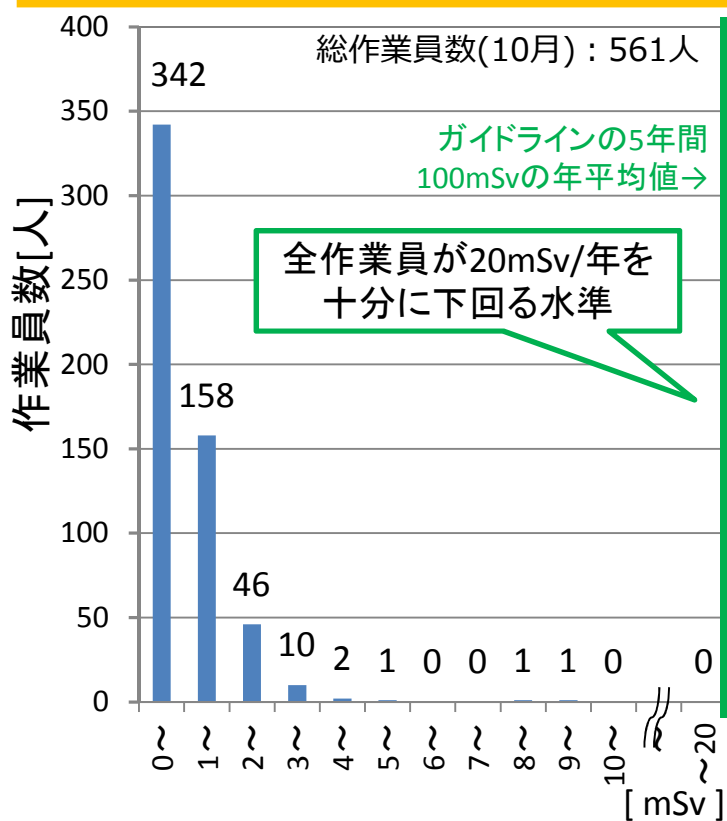
車両周辺での放射線量の測定結果

○ 仮置場搬出時(出発時)に、除染土壌等を積載した輸送車両周辺(前後左右)で輸送車両から1メートル離れた地点で放射線量率を測定し、安全性を確認している。



作業員の被ばく管理

- 仮置場、保管場の作業員、輸送車両の運転者等、すべての業務従事者の被ばく線量が、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」に示された限度(5年間で100mSvかつ1年間で50mSv等)を超えないよう、各保管場・輸送工事の受注事業者が管理している。(各受注事業者は、安全を見込んだ自主的な目標を設定し、管理している。)
- 環境省は、各受注事業者が管理する作業員の被ばく線量の情報を収集・分析し、被ばく管理が適切に実施されていることを確認している。



作業員の累積被ばく線量の分布(平成27年度)※1,2

作業員の日次被ばく線量の分布(平成27年1月(工事開始)~11月)

※1 平成27年度の10月までの累積。中間貯蔵以外の事業による被ばく線量も含む。

※2 中間貯蔵事業による被ばく線量に限ると、同期間の累積被ばく線量の最大は約4mSv。

1. 保管場における空間線量率・地下水中放射性物質濃度測定の実地

双葉工業団地



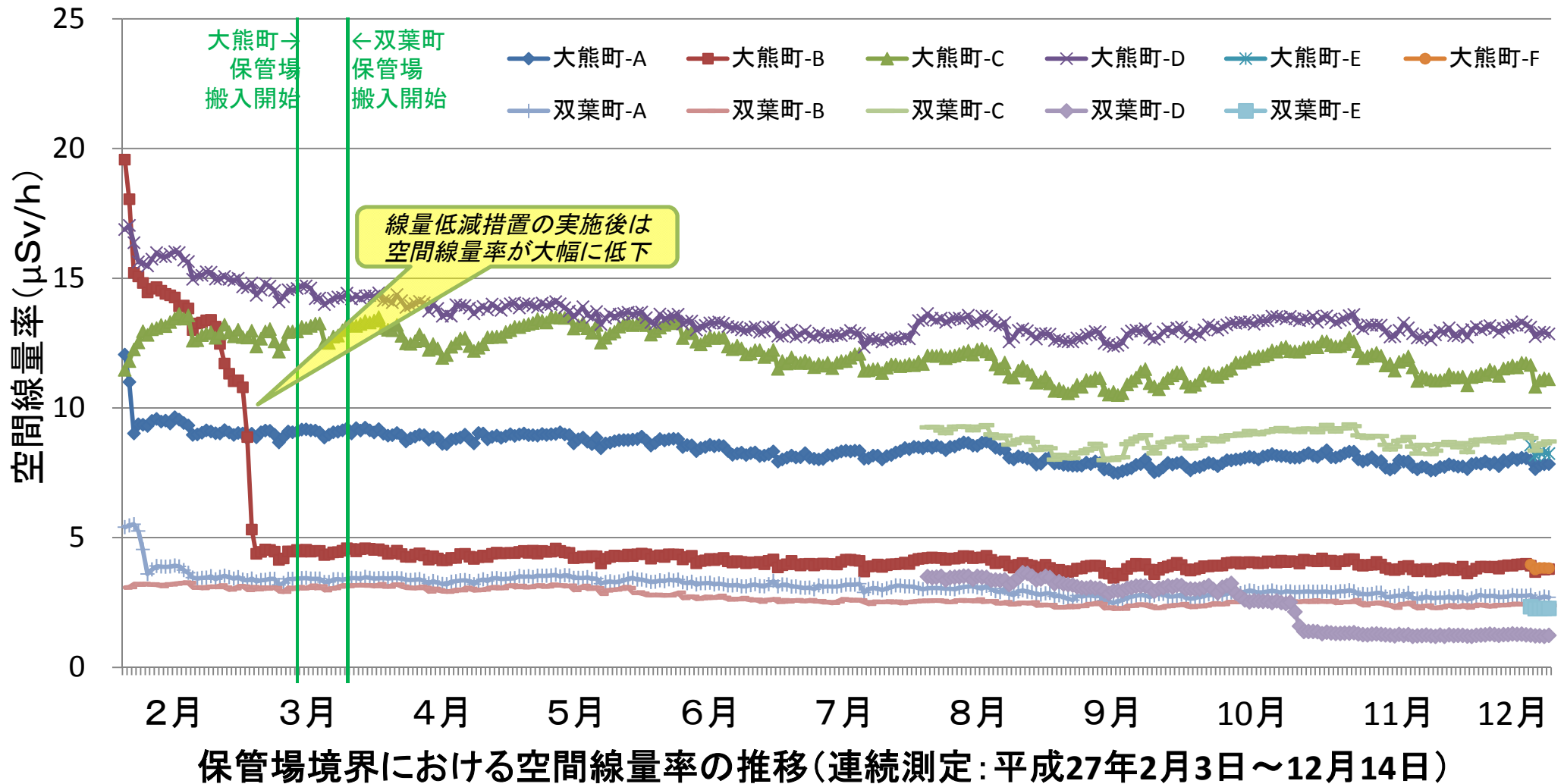
大熊東工業団地



- 空間線量率測定地点(連続測定) (JESCO)
- 空間線量率測定地点(日次測定) (JV)
- ▲ 地下水中放射性物質濃度測定地点(月次→週次測定) (JV)

保管場における空間線量率・地下水中放射性物質濃度測定の実地

1. 保管場における空間線量率・地下水中放射性物質濃度測定の結果



<評価>

- 空間線量率は通常の変動の範囲内で推移していることを確認した。
- 地下水中の放射性物質濃度はすべて検出下限値(1Bq/L)未満であり、検出されていないことを確認した。

2. 中間貯蔵施設予定地 敷地境界における 大気中放射性物質濃度の測定

- 中間貯蔵施設に係る指針に基づき
大気中の浮遊じんに含まれる
放射性物質濃度の連続測定を
実施している。

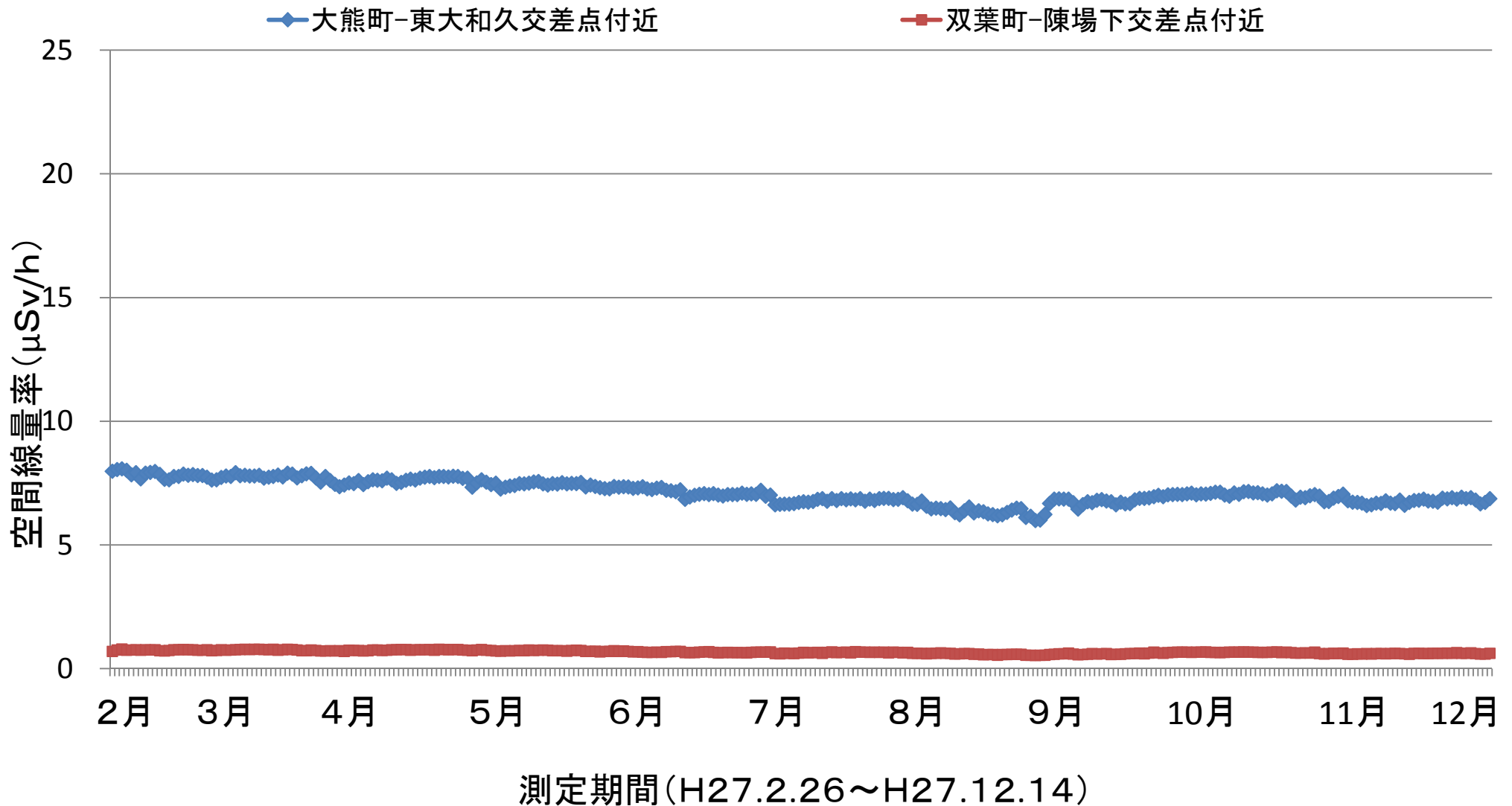
<評価>

大気中放射性物質濃度は
すべて検出下限値未満であり、
検出されていないことを確認した。

※検出下限値は、
10億分の1～1億分の1Bq/cm³程度



2. 中間貯蔵施設予定地 敷地境界における空間線量率の測定結果(連続測定)

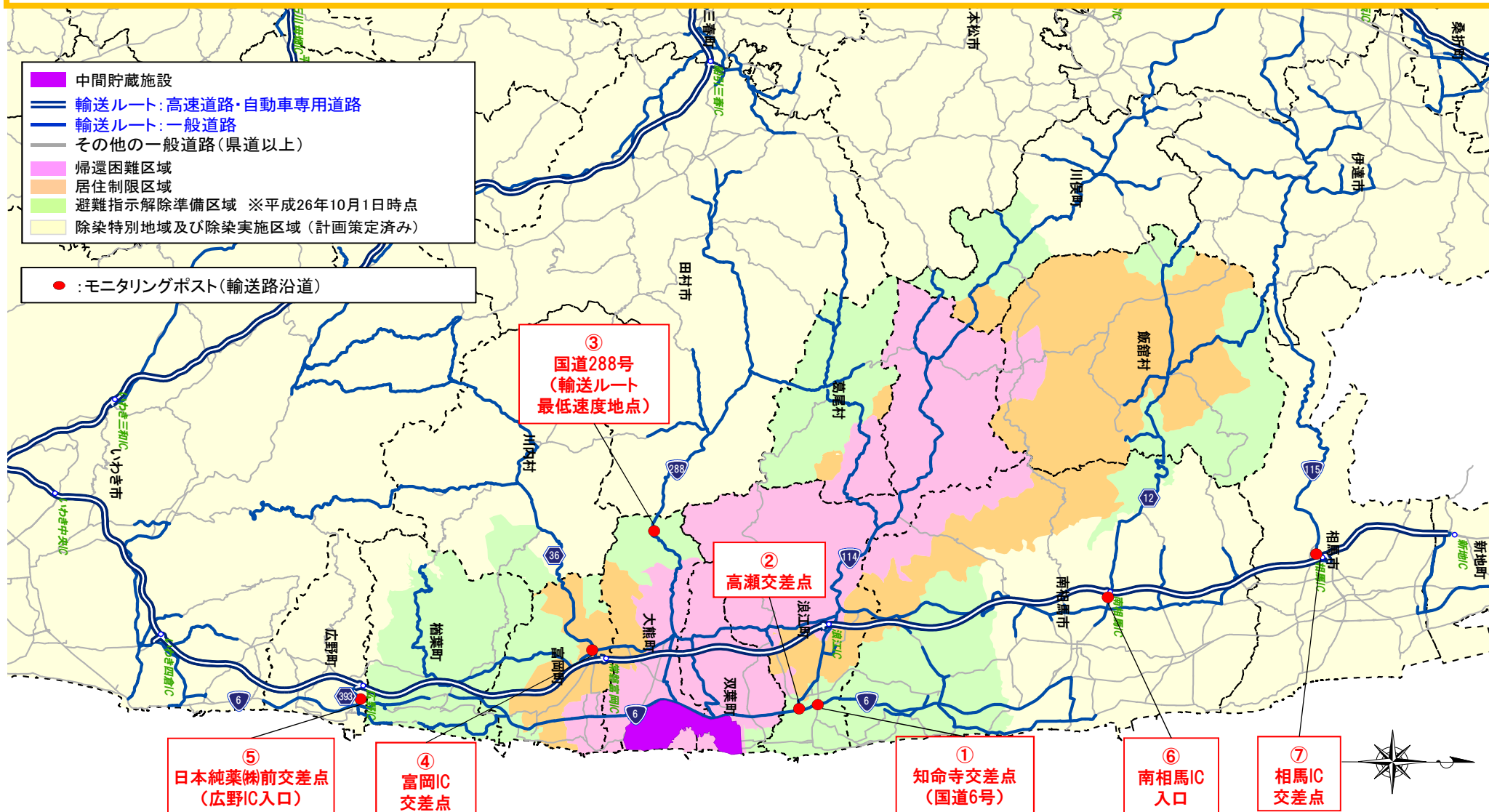


<評価>

空間線量率は通常の変動の範囲内で推移していることを確認した。

3. 輸送路における放射線量率の測定

輸送車両の通過地点のうち交差点や速度低下地点において、遮へい板付きの測定器を用いて周囲の放射線の影響を除去し、車道から歩道方向に入射する放射線量率の変化の測定を実施している。



輸送路における放射線量率の測定地点

3. 輸送路における放射線量率の測定結果

	当該地点を通過した輸送車両数 [台]	うち通過時に線量率の増加が観測されたもの[台]※1	(参考) 当該地点の空間線量率 [μSv/h]	(輸送車両通過時)		
				追加被ばく線量率 (瞬間最大値) [μSv/h] ※2	線量率の増加が観測された時間(累積) [分]※2	追加被ばく線量(累積) [μSv]
①知命寺※3	-	-	0.23	-	-	-
②高瀬	779	110	0.21	0.33	53	0.063
③国道288号	159	8	0.32	0.04	2.3	0.0012
④富岡IC	2,314	0	1.4	0	0	0
⑤広野IC	280	2	0.22	0.02	0.7	0.0003
⑥南相馬IC	89	0	0.56	0	0	0
⑦相馬IC	68	0	0.13	0	0	0

※1 各地点の放射線量率の測定結果について「測定期間の平均値+標準偏差の3倍」を超過した輸送車両数。

※2 測定は20秒単位。

※3 パイロット輸送期間中は輸送車両の通過実績が無かった。

輸送路における放射線量率の測定結果(平成27年3~11月)

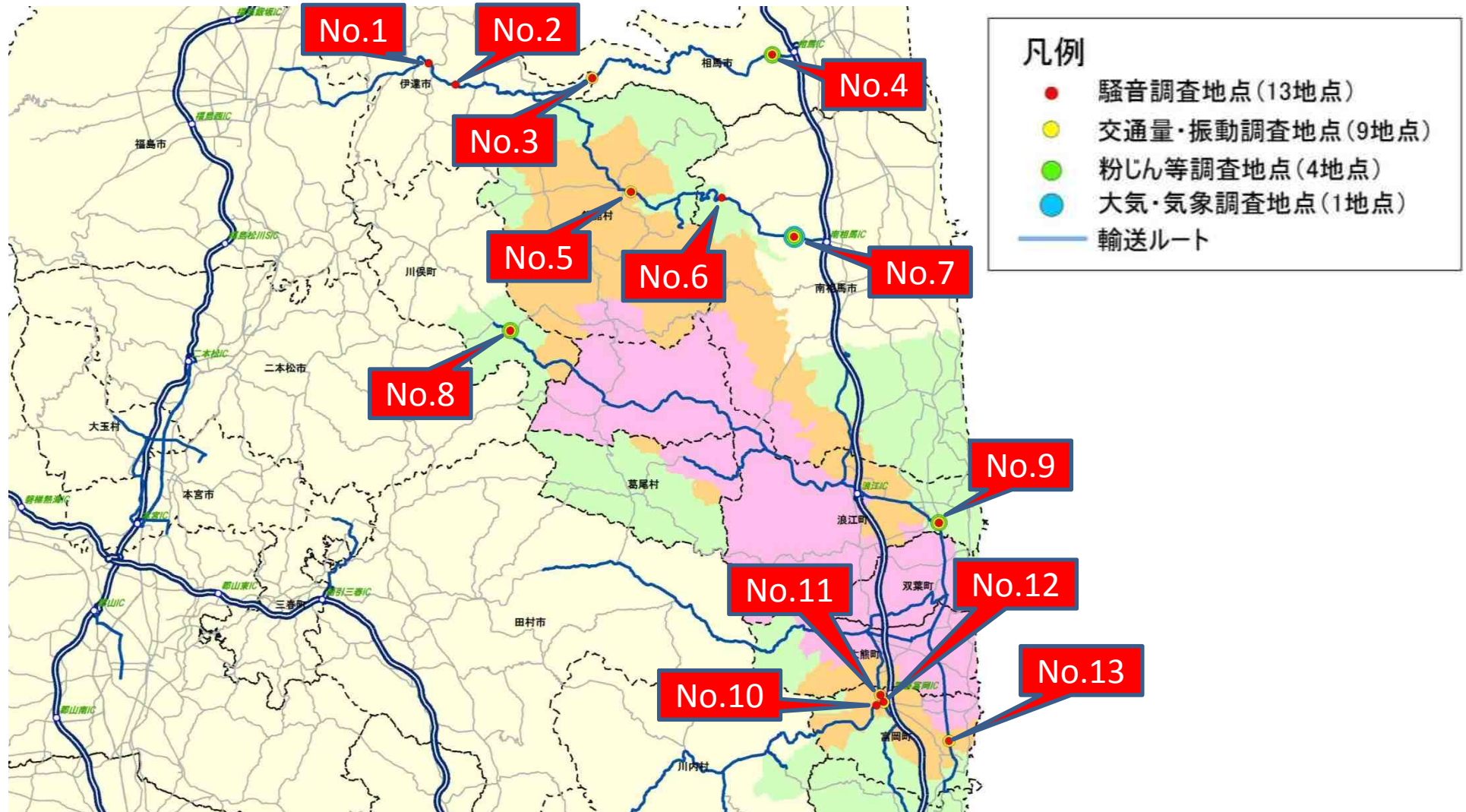
<評価>

輸送車両が通る時などに、数十秒間程度、平常時より高い放射線量率が観測される場合があったが、追加被ばく線量は十分に小さいことを確認した。

今後も引き続きモニタリングを実施し、輸送車両による年間の追加被ばく線量を評価していく。

4. 輸送路における環境調査

輸送車両の通過地点において騒音、振動、大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）の測定を実施し、沿道における生活環境への影響を確認している。



輸送路における環境調査の測定地点

4. 輸送路における環境調査① 騒音

地点			騒音[dB]		交通量[台]			
			事前調査	輸送時調査	事前調査	輸送時調査		
						うち大型車両		うち輸送車両
環境基本法に基づく環境基準			70	70	—	—	—	
騒音規制法に基づく要請限度			75	75	—	—	—	—
No.1	伊達市霊山町 山戸田	一般国道 115号	<u>71</u>	<u>71</u>	—	6,754	1,087	10
No.2	伊達市霊山町 石田	一般国道 115号	<u>72</u>	<u>72</u>	—	5,804	1,368	10
No.3	相馬市 東玉野	一般国道 115号	68	68	3,125	2,899	566	0
No.4	相馬市 山上遠藤	一般国道 115号	70	70	5,406	6,008	1,874	24
No.5	相馬郡飯館村 草野赤坂	県道 原町川俣線	70	69	6,996	6,892	1,370	6
No.6	南相馬市 鹿島区榎原	県道 原町川俣線	<u>72</u>	<u>73</u>	—	7,594	1,572	6
No.7	南相馬市 原町区大原	県道 原町川俣線	69	69	7,179	7,868	1,441	6
No.8	伊達郡川俣町 山木屋	一般国道 114号	67	67	3,360	3,979	847	4
No.9	双葉郡浪江町 高瀬	一般国道 6号	65	66	5,168	6,135	1,957	30
No.10	双葉郡富岡町 上手岡	県道 小野富岡線	65	66	—	3,652	1,166	20
No.11	双葉郡富岡町 上手岡	県道 いわき浪江線	67	66	3,381	5,074	859	16
No.12	双葉郡富岡町 上手岡	県道 小野富岡線	66	65	3,462	6,153	1,656	16
No.13	双葉郡富岡町 中央	一般国道 6号	63	66	9,973	9,213	3,553	40

※ 騒音、交通量とも昼間(6時~22時)の測定結果。事前調査は26年12月~27年6月の間に、輸送時調査は27年6月以降に実施。

※ 騒音の値は等価騒音レベル(L_{Aeq})。

※ 下線は環境基準を超過したものを示す。

輸送路における騒音の測定結果

4. 輸送路における環境調査② 振動

地点			振動[dB]		交通量[台]			
			事前調査	輸送時調査	事前調査	輸送時調査		
うち大型車両						うち輸送車両		
振動規制法に基づく要請限度			70	70	—		—	—
No.3	相馬市 東玉野	一般国道 115号	36	38	2,700	2,554	504	0
No.4	相馬市 山上遠藤	一般国道 115号	41	42	4,830	5,335	1,767	24
No.5	相馬郡飯館村 草野赤坂	県道 原町川俣線	50	51	6,054	6,021	1,231	6
No.7	南相馬市 原町区大原	県道 原町川俣線	33	34	6,178	6,734	1,238	6
No.8	伊達郡川俣町 山木屋	一般国道 114号	44	50	2,869	3,399	784	4
No.9	双葉郡浪江町 高瀬	一般国道 6号	46	46	4,312	5,159	1,677	30
No.11	双葉郡富岡町 上手岡	県道 いわき浪江線	40	43	3,004	4,398	803	16
No.12	双葉郡富岡町 上手岡	県道 小野富岡線	32	34	3,138	5,562	1,593	16
No.13	双葉郡富岡町 中央	一般国道 6号	49	48	8,605	7,953	3,134	40

※振動、交通量とも昼間(7時~19時)の測定結果。事前調査は26年12月~27年6月の間に、輸送時調査は27年6月以降に実施。

※振動の値は80%レンジ上端値(L_{10})。

輸送路における振動の測定結果

4. 輸送路における環境調査③ 大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等)

地点			二酸化窒素[ppm]				交通量[台/日]				
			事前調査				輸送時調査	事前調査	輸送時調査		
			秋季	冬季	春季	夏季	秋季		秋季	うち大型車両	輸送車両
環境基本法に基づく環境基準			0.06				—				
No.7	南相馬市 原町区大原	県道 原町川俣線	0.007 (0.004~0.010)	0.007 (0.004~0.009)	0.006 (0.003~0.008)	0.004 (0.002~0.007)	0.007 (0.004~0.010)	7,529	8,340	1,545	0~12
地点			浮遊粒子状物質[mg/m ³]				交通量[台/日]				
			事前調査				輸送時調査	事前調査	輸送時調査		
			秋季	冬季	春季	夏季	秋季		秋季	うち大型車両	輸送車両
環境基本法に基づく環境基準			0.10				—				
No.7	南相馬市 原町区大原	県道 原町川俣線	0.009 (0.005~0.017)	0.015 (0.002~0.032)	0.018 (0.008~0.028)	0.022 (0.011~0.029)	0.008 (0.004~0.011)	7,529	8,340	1,545	0~12
地点			粉じん等[t/km ² /月]				交通量[台/日]				
			事前調査				輸送時調査	事前調査	輸送時調査		
			秋季	冬季	春季	夏季	秋季		秋季	うち大型車両	輸送車両
(参考値)			(20)				—				
No.4	相馬市 山上遠藤	一般国道 115号	3.6	8.6	1.5未満	2.4	(調査結果 分析中)	5,555	6,204	1,919	0~8
No.7	南相馬市 原町区大原	県道 原町川俣線	3.2	4.4	2.1未満	2.3		7,529	8,340	1,545	0~16
No.8	伊達郡川俣 町山木屋	一般国道 114号	9.4	33.1	7.5	6.5		3,410	4,067	850	0~6
No.9	双葉郡浪江 町高瀬	一般国道 6号	1.4	6.7	2.1	1.5		6,032	7,069	2,537	0~43

※ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質は7日間測定、粉じん等は15日間測定。事前調査は26年11月~27年8月の間に、輸送時調査は29年11月以降に実施。

※ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定値は調査期間平均値、カッコ内は日平均値の最小値~最大値。

※ No.9の事前調査(秋季、冬季)は近隣の幾世橋で実施。

※ 下線は参考値を超過したものを示す。

輸送路における大気質の測定結果

4. 輸送路における環境調査結果(まとめ)

<評価>

- 騒音、振動については、事前調査と輸送時調査で測定結果に大きな差は見られなかった。
- なお、騒音について、事前調査の段階で既に環境基準を上回った地点があったが、交通量全体に占める輸送車両の割合は小さく、輸送による影響は小さいと考えられる。振動は全ての地点で要請限度を下回った。
- 大気質について、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、事前調査と輸送時調査で測定結果に大きな差は見られなかった。粉じん等の輸送時調査は、現在、調査結果を分析中。
- なお、粉じん等について、事前調査の段階で、降雪後の車両通過時に砂や泥の巻き上げがあった影響等により参考値を上回った地点があった。二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、全ての調査期間で環境基準を下回った。
- 今後も引き続きモニタリングを実施するとともに、制限速度の遵守、急発進及び急加速の抑制等により、輸送量の増加時にも騒音等の影響の低減に努める。



保管場の追加的な 安全・安心対策について

平成27年12月

環境省 福島環境再生事務所

保管場の底面对策について

前回の環境安全委員会等での指摘事項を踏まえた対応（１）

- ① 今後のパイロット輸送を行うにあたり、整備をする保管場の底面及びその周囲の舗装を行いました。その上で、順次、搬入を進めています。
- ② 上記①の動きと並行して、既に除染土壤等を搬入した保管場の区画（双葉町工区の現時点での保管区画）については、定置されている除染土壤等を新しく舗装した保管場の区画に移設し、底面の舗装を行っています。



保管場の舗装状況

保管場の遮水対策について①

前回の環境安全委員会等での指摘事項を踏まえた対応（2）

下記の対策により、搬入・定置した除染土壌等と雨水の接触を遮断します。

- これまでも保管場には遮水性の大型土のう袋等に封入した除染土壌等を搬入・定置することとしておりました。
- 委員会からの指摘を踏まえ、さらに搬入中の段階から保管場上部を遮水性を有するシートで覆い、1日の作業終了後に雨水の浸入を防ぐことをより徹底しました。



搬入中における遮水シートの状況



搬入完了後（一山完成後）における
遮水シートの状況

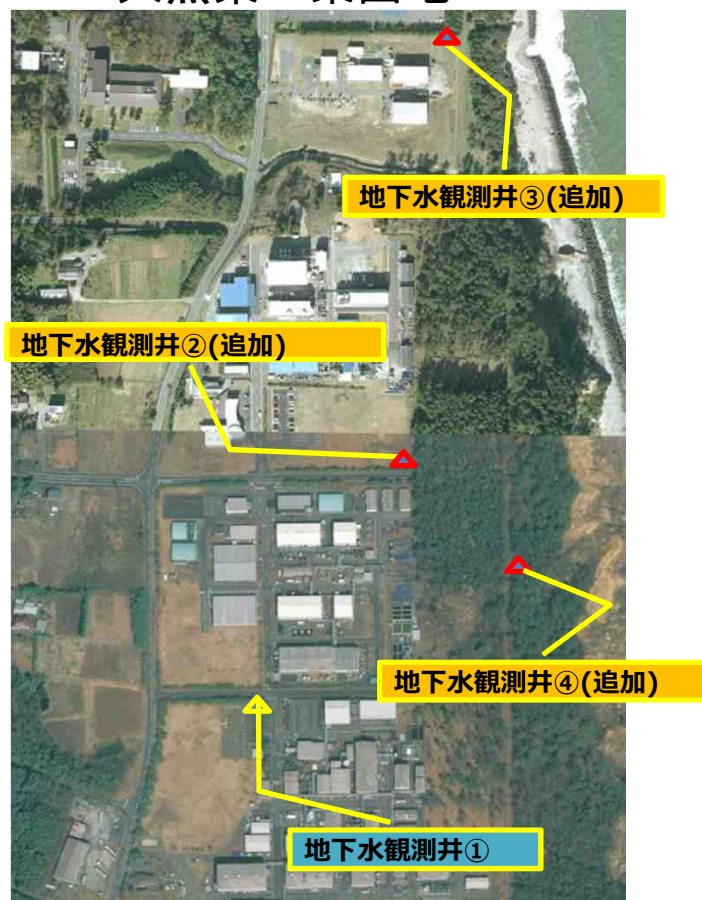
保管場の遮水対策について②

前回の環境安全委員会等での指摘事項を踏まえた対応（3）

地下水中の放射性物質濃度の観測については、測定箇所を各工区で1箇所から4箇所に増やしたとともに、測定頻度を月に1回から週に1回に増やしました。

▲ 地下水中放射性物質濃度測定地点（JV）

大熊東工業団地



双葉工業団地



保管場における作業用重機について

前回の環境安全委員会等での指摘事項を踏まえた対応（４）

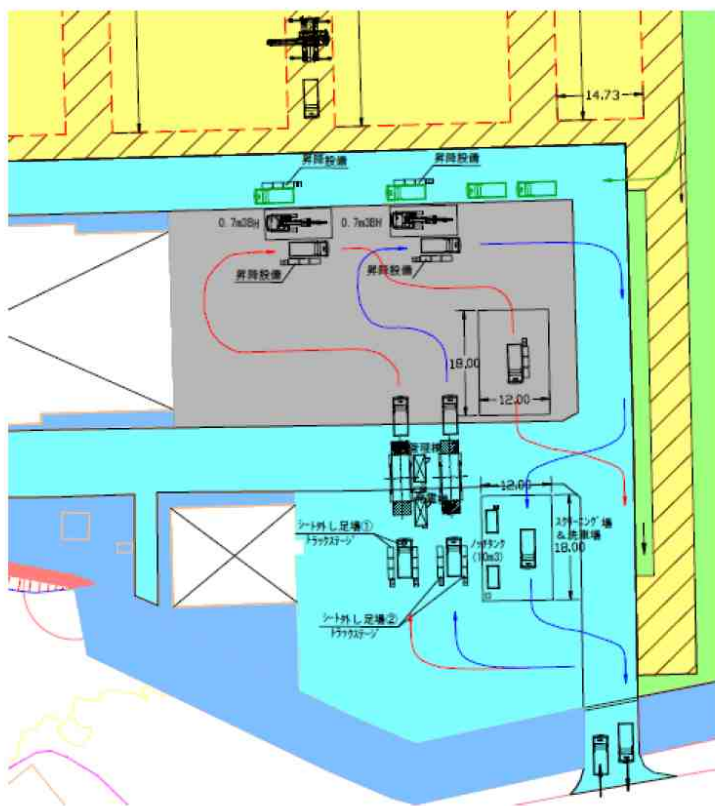
大型土のう袋等をつり上げる作業用重機については、基本的にクレーンを使用することとし、既存のバックホウは速やかにクレーンに変更しました。クレーンが入れない狭所等に限り、バックホウを使用します。



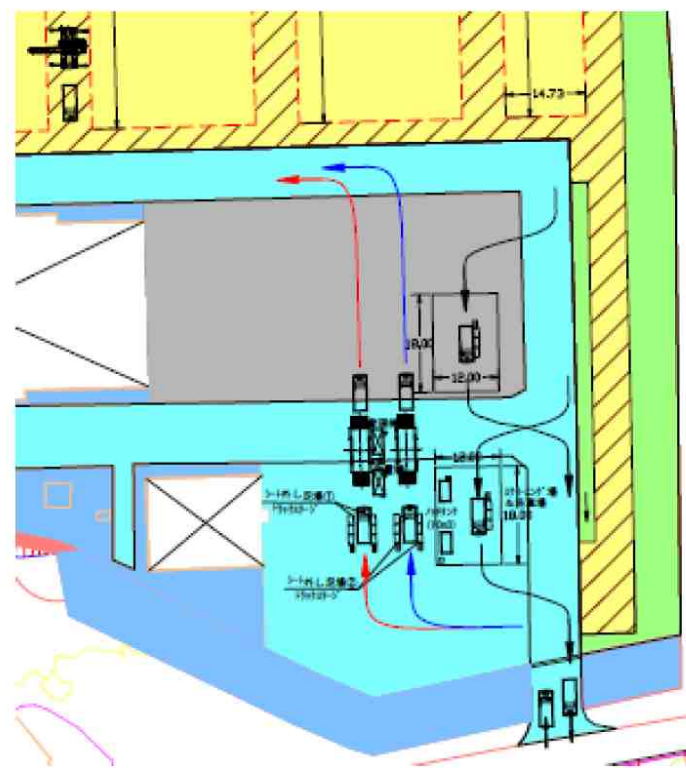
クレーンによる作業状況

保管場における定置作業の確認①

パイロット輸送においては、輸送作業のみならず、保管場への定置作業も含む各工程について様々な方法を確認していくこととしています。このため、双葉町の保管場においては、輸送車両から構内運搬車両へ積替えを行った上で定置するというこれまでの方法に加え、輸送車両から直接定置を行う方法についても確認を行いました。



積替えを行う場合の輸送車両動線



積替えを行わない場合の輸送車両動線

保管場における定置作業の確認②

同一敷地内において輸送車両から直接定置を行うことにより、

- 積替え作業を省略でき、より安全に（事故のリスクが少なく）作業可能
 - 直接定置する方法でも輸送車両のスクリーニングの値は基準値より十分に低いとともに、積替する方法に比べて値が高くなることなく安全に作業可能
- ということを確認しました。



パイロット（試験）輸送においてこれまでに発生した事例について

1. これまでに発生した事例

パイロット輸送においては、11 月末までに以下の事例が発生している。

（1）積込場での事例

- 川内村の輸送後の積込場復旧作業において、資材を積んだトラッククレーンが道路側溝を損傷した。
- 郡山市の積込場において、輸送車両への昇降足場を転倒させた。
- 天栄村の積込場において、積み込み作業時にクレーン付きバックホウをクレーンモードにせず作業していたことについて、労基署監督官から指摘を受けた。

（2）輸送中に発生した事例

【運行管理・全数管理に関する事例】

- 予定していた輸送ルートを誤ってしまった。（全 7 件）
- 運転手が輸送車両のアクセルの異常を察知し、高速道路上において一般車両の支障にならない場所で停止した。
- 輸送車両に搭載する車載器（タブレット）を取り違えてしまったが、運行管理システムでこれを検知した。
- 輸送車両に輸送カードへの登録と異なるフレコンを積載して輸送したが、全数管理システムでこれを検知し、誤搬入を防止した。（全 2 件）

【荷台からの物品の落下やシートのばたつき】

- 高速道路上において、輸送車両から「除去土壌等運搬車」の表示が落下した。
- 高速道路上において、荷台を覆うシートがばたついているという指摘を受け、確認したところ、当該輸送車両のあおりには、土砂を積載した場合の飛散抑制のための短いシートが付属しており、これがばたついていた。

（3）保管場内での事例

- 搬入した除染土壌等の場内運搬車両への積替え作業を行うためにフレコンバッグを吊り上げたところ、当該フレコンバッグ上部に溜まっていた雨水が流れ落ちた。

（4）通勤車両や遮蔽土のう運搬車両に関する事例

- 保管場から車両基地に戻っていた通勤車両の荷台からブルーシートが落下した。
- 高速道路上において、通勤車両から「除去土壌等運搬車」の表示が落下した。
- 遮蔽土のう（注：除去土壌等の放射線を遮蔽するための土を入れた袋であり、放射性物質により汚染されたものではない。）を運搬していた資材搬入車両が追突事故を起こした。

※環境省の除染等工事において発生した事例

- ・ 除染等工事の関係車両が遮蔽土のうを運搬中に横転し、積載していた遮蔽土のうのうち2袋が破損し、内容物（山砂）が路上に散乱した。

2. 重大事故の発生防止及び早期収束に向けて実施した対策等

（1）総括監督職員等による文書でのJVへの注意喚起及び再発防止策の徹底指示

保管場内での事例、資材搬入車両に関する事例等を受け、環境省からJVに対し、注意喚起及び再発防止の徹底等について、文書で指示を行った。

（2）各JVにおいて個別に講じた再発防止策

- 緊急安全大会
- 再発防止勉強会
- 講習会 等

（3）事故対応合同訓練

警察、消防、道路管理者（福島県、NEXCO等）と連携し、輸送における事故を想定した通報及び初動対応（放射線測定、土壌等の散乱による影響範囲の確認、通行規制の解除のための評価など）の訓練をこれまでに計12回実施した。

（4）安全協議会

中間貯蔵関係業務の受注者（4つのJV）を会員とする「中間貯蔵工事協議会」を設置し、中間貯蔵工事に関わる労働安全衛生、公衆災害、交通安全等に関する情報交換や安全施工に関する活動を実施することとした。

（5）福島県警察本部との共催による受注者への特別講話会

元請け事業者を対象に、福島県警察本部の交通等の担当者に講話いただき、作業員の交通事故等の概要や住民の声などを紹介し、対策を協議した。

（6）安全パトロール

環境省の福島県内での除染や中間貯蔵事業の受注者を会員とした「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」を開催し、現場を監視する安全パトロールを実施した。

以上



パイロット(試験)輸送において これまでに発生した事例について

平成27年12月

環境省 福島環境再生事務所

パイロット(試験)輸送期間中に 積込場において発生した事例(1)

事例の概要

平成27年7月13日

- 川内村積込場に敷いてあった鉄板を積んだ作業用車両(12tユニック)が、カーブ通行時に左側にあった集水柵を損傷しないようにするため切り替えして前進したところ、右側前輪でU字溝を損傷するとともに、右側前輪がU字溝に脱輪した。
- その後、作業用車両のアウトリガーを張り出して前輪を持ち上げ、鉄板を敷き、作業用車両をU字溝より脱出させた。

発生要因

- 車両から見て左側の集水柵に気を取られ、右側にあったU字溝への注意を怠ったもの。

再発防止策

- カーブ通行時に車両の切り替えが不要な場所で鉄板を積み込む。
- U字溝付近に車両が接近しないようカラーコーンで明示する。
- 緊急安全大会及び再発防止勉強会を実施した。

パイロット(試験)輸送期間中に 積込場において発生した事例 (1)



U字溝の損傷状況



事故後に行った
緊急安全大会の様子

パイロット(試験)輸送期間中に 積込場において発生した事例 (2)

事例の概要

平成27年9月3日

- 郡山市からの輸送に際し、輸送車両(5号車)に除染土壌等の積込みを完了し、線量測定のため輸送車両の前進を指示した際、輸送車両と昇降足場間に取り付けていた親綱を外すのを忘れたまま輸送車両が発車し、昇降足場が輸送車両に引っ張られて転倒した。
- 環境省の指示により、その時点で除染土壌等の積込みを行っていなかった輸送車両(7号車以降)の作業を中止した。

発生要因

- 事例発生日からの作業状況の変更により昇降足場と輸送車両の間に親綱を設置することとなった。
- これにより、輸送車両の発進前には毎回親綱の取り外しを確認せねばならない手順に変更されていた。1号車から4号車については滞りなく行っていたが、5号車については作業員がこの確認を怠った。

パイロット(試験)輸送期間中に 積込場において発生した事例 (2)

再発防止策

- 輸送車両と昇降足場間に親綱を張ることを禁止。
- 手順書の作成及びその徹底。
- 発進前には輸送車両やシート等が昇降足場に接していないか、周囲の作業者に分かるように大きな声で指差呼称を行うとともに、当該合図を送る者を明確にする。



足場の転倒状況



作業手順の周知会の様子

パイロット(試験)輸送中に発生した事例 (輸送ルート逸脱)

事例の概要

平成27年10月26日

- 古殿町積込場から出発した輸送車両が、国道349号から国道49号に右折の際に道を誤ってしまった。

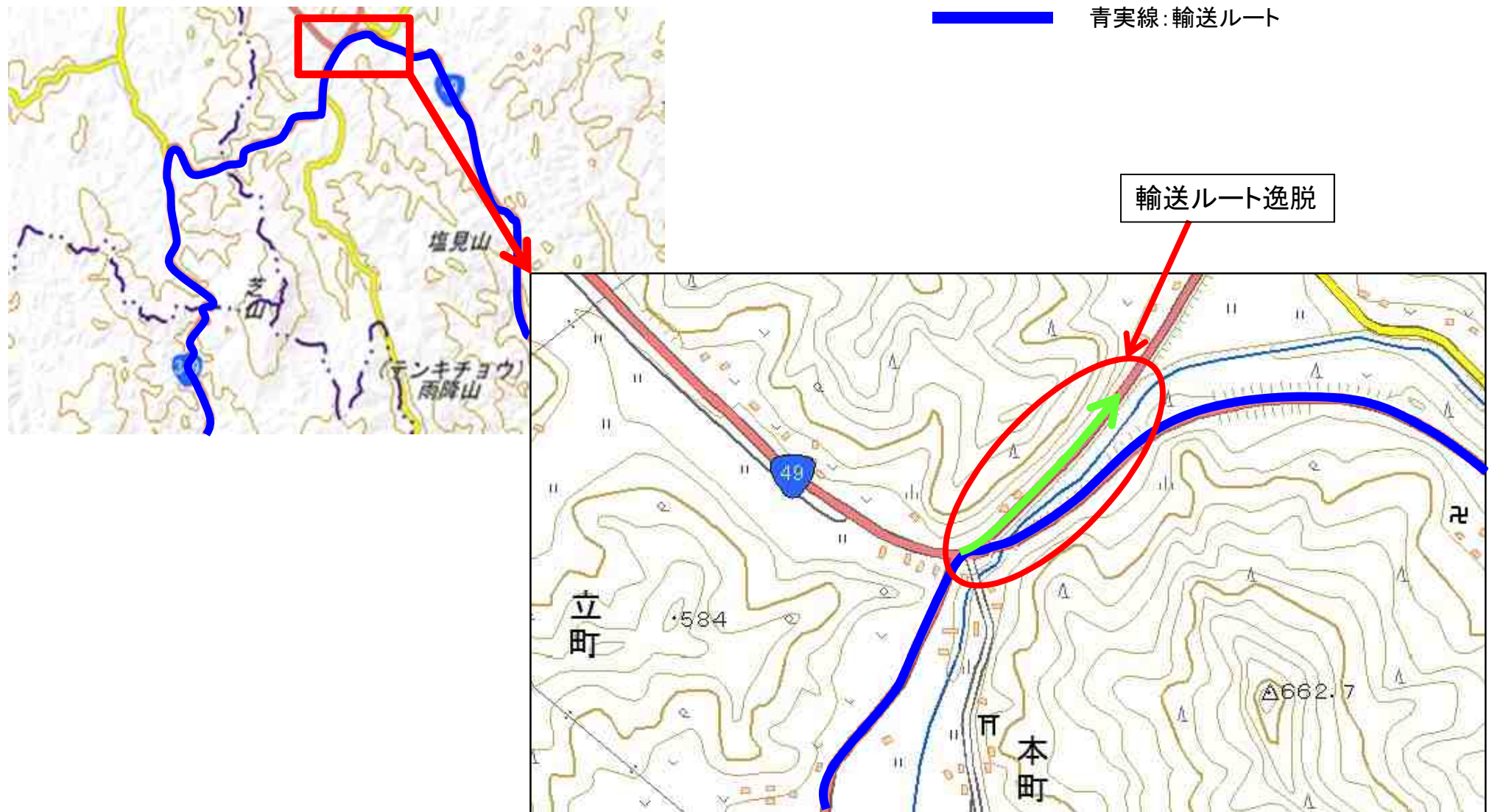
輸送ルート逸脱後の対応

- JV作業員が輸送ルート逸脱に気づき、直ちに運転手に対し、安全な場所で停車して待機するよう指示。運転手は直ちに停車し、道路脇の安全な場所で待機。
- 環境省においても、運行管理システムにおいて輸送ルート逸脱を確認。
- 指示後、速やかにJV作業員と輸送統括管理センターとの間で調整し、300m先で安全な旋回場所を確保。
- 現地に向かったJV作業員により、安全な方向転換が可能と確認し、環境省の指示の下、作業員の誘導で旋回し、輸送ルートに復帰。

再発防止策

- 輸送ルートの勉強会の実施による周知徹底、輸送ルート上への看板又は誘導員の配置。
- 運行管理システムの車両位置認識を1分間隔に短縮。
- 運行管理システムで輸送ルート逸脱のアラート機能を追加し、発見時間の短縮と逸脱範囲の縮減を図る。
- すべての運転手が原則として事前に輸送ルートの走行を実施する。

パイロット(試験)輸送中に発生した事例 (輸送ルート逸脱)



パイロット(試験)輸送中に発生した事例 (総合管理システムが有効に機能した事例 ①)

事例の概要

平成27年10月29日

- 輸送統括管理センターより、湯川村からの輸送を開始している輸送車両(10号車)が運行管理システム上で11号車と表記されているとの指摘があり、事実確認を行ったところ、10号車と11号車の運行管理用車載器(タブレット)が入れ替わっていることが判明した。

当日の対応

- JVと環境省の間で協議し、磐越道を走行中の10号車に対し、次の磐梯山SAで一旦停車するよう指示した。
- 湯川村からの11号車以降の輸送を一旦中止した。
- 10号車の停車を確認後、10号車と11号車の車番情報及び運転手情報をシステム上で入れ替えた。
- 環境省及び輸送統括管理センターで情報入れ替え完了を確認し、輸送を再開した。

パイロット(試験)輸送中に発生した事例 (総合管理システムが有効に機能した事例 ①)

再発防止策

- ・取り違えを防止するため、タブレットの前面にも運転手名を貼り付ける。
- ・保管場においてタブレットの受け渡しを行う運転手、受入場担当者、タブレット管理者、スクリーニング担当者がそれぞれ、タブレット、輸送カード、受入カード、輸送伝票の運転手名の確認を行うことを徹底する。

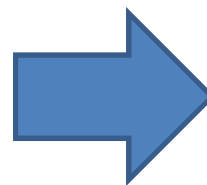


タブレット前面(是正前)



タブレット背面(是正前)

タブレット前面にも
運転手名を表示。



タブレット前面(是正後)

パイロット(試験)輸送中に発生した事例 (総合管理システムが有効に機能した事例 ②)

事例の概要

平成27年11月7日

- 白河市積込場で当該輸送車両に積むべきフレコンバッグを取り違え、管理システムに登録されたものと異なるフレコンバッグ1袋が輸送された。
- 輸送車両が保管場に到着し、JV作業員による受入登録を行った際に、次の車両で輸送する予定のフレコン1袋を輸送したことが判明した。
- 誤って輸送したフレコンバッグは、一時的に保管場に仮保管し、管理システム上のデータを修正した。
- 管理システムの修正が正確に行われたことを輸送統括管理センター及びJVにおいて確認の上、正規に受入れを行い、定置した。

発生要因

- 当該積込場は電波状況が悪く、フレコンバッグから離れた場所へ移動して積込登録を行う必要があった(右記参照)。
- しかし、積込登録の際にフレコンバッグに目印を付けずに移動したため、戻った際に輸送対象のフレコンバッグを取り違えてしまった。



パイロット(試験)輸送中に発生した事例 (総合管理システムが有効に機能した事例 ②)

再発防止策

- 本事例発生後、白河市積込場に衛星通信端末を設置し、通信手段を確保した。
- また、電波状況が悪い積込場での作業を行う場合には、2種類のクリップを使うなど、システムに登録済みのフレコンバッグと未登録のフレコンバッグを容易に見分けることができるようにした。
 - ※具体的な作業は以下のとおり。
 - 積込登録を行うフレコンバッグに、通し番号付のクリップを予め取り付ける。
 - 通し番号順に積込登録を行い、登録が完了したフレコンに2個目のクリップをつける。2個目のクリップは、積込車両ごとに色分けを行い積込対象物の間違いが無いようにする。
 - 車載器操作者は、輸送車両上の玉掛作業員に対して、フレコンについている2種類のクリップと色により、積込車両ごとに通し番号順に積み込むことを指示する。
 - 輸送車両上の玉掛作業員は、フレコンについている2種類のクリップの色と通し番号を確認する。

パイロット(試験)輸送期間中に 保管場において発生した事例

事例の概要

平成27年10月5日

- 会津坂下町から大熊町の保管場に輸送した除染土壌等について、保管場で輸送車両から場内運搬車両への積替え作業を行うためにフレコンバッグを吊り上げたところ、当該フレコンバッグから水が流れ落ちた。
- 速やかに当該車両が積載していた全てのフレコンバッグから、破損及び水漏れが無いことを確認。
- また、フレコンバッグ上部に溜まっていた雨水の水質検査を実施(放射性セシウム濃度はすべて検出下限値以下)。

発生要因

- フレコンバッグの破損及び水漏れが確認できなかったことから、流れ落ちた水は、フレコンバッグの上部に溜まっていた雨水であると考えられる。
- 当該フレコンバッグを輸送した車両が積載する予定だった除染土壌等は、10月2日に新しい遮水性フレコンバッグに詰め替えていたが、輸送当日の10月5日までに会津坂下町付近で降雨があり、これによって水がフレコン上部に溜まったものと考えられる。

パイロット(試験)輸送期間中に 保管場において発生した事例

再発防止策等

- 下記の再発防止策を実施することとした。
 - 積込場で詰め替えた後のフレコンバッグについても、シートによる養生を徹底する。
 - 降雨等によってフレコンバッグ上部に水が溜まっている場合は、確実に落とした上で輸送を行う。
- また、中間貯蔵事業について、地域住民の方々により一層安心していただけるよう、環境省からJVに対し、積込場においてフレコンバッグ搬出前の水切り作業を徹底するなど、輸送や定置作業時における雨水等の流出防止対策を徹底すること等の内容の指示を改めて行った。

事務連絡
平成27年10月6日

土壌等保管場設置等工事受注者各位

福島環境再生事務所
中間貯蔵施設等整備事務所長

大型土のう袋等の水切り作業等の徹底について

昨日、大熊町の中間貯蔵施設の保管場における除去土壌等の受入れ作業において、大型土のう袋をラフタークレーンで吊り上げた際に水が流れ落ちる様子が確認された。調査の結果、今回の事象は、遮水性の大型土のう袋の表面の上部に溜まった雨水が流れ落ちたものであることが判明したが、このような事象は、放射性物質に汚染された水が流出しているとの疑念を生み、中間貯蔵事業全体の信頼を失いかねない憂慮すべきことである。

土壌等保管場設置等工事受注者におかれては、今後このようなことを起こすことがないように、除去土壌等の仮置場において大型土のう袋の搬出前の水切り作業を徹底する等、輸送や定置作業時における水の流出防止対策を徹底し、その状況を報告すること。

以上

問い合わせ先：工務課 ■■■
(TEL: ■■■■■)

パイロット(試験)輸送期間中に発生した事例 (荷台からの物品の落下)

事例の概要

平成27年11月21日

- 伊達市から保管場への除染土壌等の輸送を終え、郡山市の車両基地へ戻る途中の車両について、磐越自動車道いわきJCT付近で荷台からブルーシートが落下した。
- 後続車両の運転手が中央分離帯に引っかかっているブルーシートを発見し、路側帯に停車。巡回中のNEXCO東日本のパトロール車両の到着を待ち、事情を説明した。
- ブルーシートは、NEXCO東日本のパトロール車両によって回収された。

発生要因

- 輸送時に荷台を覆う遮水シートは、通勤時には巻いた上で荷台のあおりで押さえているが、通勤車両の荷台上の物品の落下防止対策の確認が各車両の運転手に任されていたため、本件ブルーシートは遮水シートの下に置かれ、固定がされていなかった。

パイロット(試験)輸送期間中に発生した事例 (遮蔽土のう運搬車両の事故)

事例の概要

平成27年11月24日

- 富岡町内において、双葉町保管場に向かって資材(遮蔽土のう)を運搬していた車両が前方不注意により、信号待ちをしていた車4台の車列に追突し、玉突き事故を起こした。
- なお、この事故による遮蔽土のうの車道への流出はなく、消防署による線量の測定によっても、周辺の汚染は確認されなかった。

発生要因

- 運転手の脇見運転によるものであった(運転手は、対向車の挙動に気をとられ、その後に前方を再確認した際には手遅れであった。)



追突した車両前面



追突後の車両の荷台15

パイロット(試験)輸送期間中に発生した事例 (遮蔽土のう運搬車両の事故)

再発防止策

- ・事故車両の運転手が所属する会社の作業員に対し、安全運行に係る周知会を実施した。
- ・受注者に対し、下請け事業を含めた交通事故防止対策の徹底について、文書で指導。
- ・中間貯蔵工事の受注者を会員とする協議会を設置し、中間貯蔵工事に関わる労働安全衛生、公衆災害、交通安全等に関する情報交換、安全パトロール等の安全施工に関する活動を開始。
- ・環境省の福島県内での除染や中間貯蔵事業の受注者を会員とした協議会を開催し、事故防止対策の周知徹底や、安全パトロールを実施。



安全運行に係る周知会の様子

事務連絡
平成 27 年 11 月 25 日

受注者各位

福島環境再生事務所
調整官(中間貯蔵施設技術担当)

中間貯蔵に係る工事における交通安全対策の徹底について(依頼)

昨日、富岡町内の国道6号において、土壌等保管場設置等工事において調達した遮へい土のうを運搬する大型トラックによる追突事故が発生した。

中間貯蔵に係る工事においては、福島県内の各地から除去土壌等を輸送しているが、同様の事故等が発生した場合、中間貯蔵事業の性格上、地域的・社会的影響が極めて大きく、事業の安全性に対する不信感が増大し、進捗にも大きな影響が出る事が予想される。道路交通法に定められている最高速度の遵守や適正な積載量での運行等については当然のこと、昨日の事故原因であるわき見運転などの重大事故に繋がる行為は言語道断である。また最近、事故には至らないまでも事故に繋がりがかねない除去土壌等の輸送に係るトラブルが散見されていたところである。

については、本事故の発生について関係者への周知を行うとともに、交通事故の発生防止についてなお一層徹底するようお願いする。

さらに、中間貯蔵に係る工事に関係する材料調達先の事業者等に対しても、交通安全対策の徹底(道路交通法に定められている最高速度の遵守や適正な積載量での運行等)について周知徹底をお願いする。

以上

担当: [REDACTED]
(TEL: [REDACTED])

※ 環境省の除染等工事において発生した事例

事例の概要

平成27年10月7日

- 双葉町除染等工事のために遮蔽土のうを運搬していた地元業者の車両が走行中にハンドル操作を誤り、国道6号で横転した。この際、積載していた遮蔽土のうのうち2袋が破損し、内容物(山砂)が路上に散乱した。
- この事故により、国道6号の当該箇所は4時間にわたって通行止めになった。

発生要因

- 運転手の脇見運転によるものであった。(車内においてあったヘルメットを手に取り、頭に被ろうとした際に脇見をした。)



※ 環境省の除染等工事において発生した事例

除染等工事受注者において講じた再発防止策

- ・ 復興事業に携わることへの社会的責任の大きさについての再教育
- ・ 運転中はヘルメットを着用
- ・ 運転に関係ない走行中動作の禁止(動作が必要な場合は必ず安全な場所で停車)
- ・ 席やダッシュボードの整理整頓の徹底(物が落ちたり崩れたりすることを防止)
- ・ 道路交通法等関係法規の遵守 等

環境省から 除染等工事受注者宛ての文書

事務連絡
平成 27 年 10 月 8 日

除染等工事受注者各位

福島環境再生事務所
除染対策第一課長

除染等工事における交通安全管理の徹底について（依頼）

除染等工事受注者の皆様におかれましては、平素より、除染等工事にご尽力頂き、感謝申し上げます。

昨日、遮へい土のうを運搬するダンプトラックが横転し、国道 6 号を通行止めとする事故が発生しました。

工事用資材等の輸送を伴う工事については、「除染等工事共通仕様書（第 8 版）1-1-40 交通安全管理」の規定等を踏まえた管理を実施して頂いておりますが、本事故の発生を鑑み、道路交通法に定められている最高速度の遵守や適正な積載量での運行等について、改めて関係者へ周知徹底して頂きますようお願いいたします。

また、除染等工事に関係する材料調達先の事業者等に対しても、交通安全管理の徹底（道路交通法に定められている最高速度の遵守や適正な積載量での運行等）について周知徹底して頂きますようお願いいたします。

以上

（参考：除染等工事共通仕様書（第 8 版）
1-1-40 交通安全管理

(1) 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。

(2) 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関との打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

事務連絡
平成 27 年 10 月 9 日

除染等工事受注者各位

福島環境再生事務所
除染対策第一課長

遮へい土のう運搬車両横転事故を踏まえた再発防止対策の実施等について（依頼）

除染等工事受注者の皆様におかれましては、平素より、除染等工事にご尽力頂き、感謝申し上げます。

平成 27 年 10 月 7 日に発生した遮へい土のう運搬車両の横転事故に関して、受注者から提出された報告書によりますと、今回の事故は、車内においてあったヘルメットを手に取り、頭に被ろうとして脇見をしたことが原因でした。

各受注者におかれましては、本事故を教訓とした再発防止対策（別紙 1）を参考に、類似事故の発生防止対策を検討の上、所要の対策を周知・教育、実施し、安全運転の徹底を図って頂きますようお願いいたします。

また、除染等工事施工中に事故が発生した場合には、平成 27 年 6 月 18 日付事務連絡「事故報告の徹底について（周知）」において、『事故発生直後に電話等による第 1 報連絡及び書面による第 1 報連絡（30 分以内）』等の実施をお願いしておりますが、材料調達先の事業者等による除染等工事に関係して発生した事故も含め、迅速な第 1 報連絡の実施を徹底して頂きますようお願いいたします。

（別紙 1）遮へい土のう運搬車両横転事故を踏まえた再発防止対策（例）
（別紙 2）平成 27 年 6 月 18 日付事務連絡「事故報告の徹底について（周知）」

以上

※ 環境省の除染等工事において発生した事例

本事例を受けての中間貯蔵事業での対応

- 本事例において事故を起こした車両は、中間貯蔵工事の関係車両ではなかったものの、同様の事故等が発生した場合の地域的・社会的影響の大きさに鑑み、JVに対して交通安全管理を徹底及び関係者への周知を行うよう、文書にて指示した。

事務連絡
平成 27 年 10 月 8 日

土壌等保管場設置等工事受注者各位

福島環境再生事務所
中間貯蔵施設等整備事務所長

中間貯蔵に係る工事における交通安全管理の徹底について（依頼）

昨日、除染等工事において調達した遮へい土のうを運搬するダンプトラックが横転し、国道 6 号を通行止めとする事故が発生しました。

中間貯蔵に係る工事においては、福島県内の各地から除去土壌等を輸送していますが、同様の事故等が発生した場合、中間貯蔵事業の性格上、地域的・社会的影響が極めて大きく、事業の安全性に対する不自信が増大し、進捗にも大きな影響が出ることで予想されます。このことから、交通安全管理の徹底について、改めて関係者へ周知徹底して頂きますようお願いいたします。

また、工事用資材等の輸送を伴う工事については、「除染等工事共通仕様書（第 8 版）1-1-40 交通安全管理」の規定等を踏まえた管理を実施して頂いておりますが、本事案の発生を鑑み、道路交通法に定められている最高速度の遵守や適正な積載量での運行等について、改めて関係者へ周知徹底して頂きますようお願いいたします。

また、中間貯蔵に係る工事に関係する材料調達先の事業者等に対しても、交通安全管理の徹底（道路交通法に定められている最高速度の遵守や適正な積載量での運行等）について周知徹底して頂きますようお願いいたします。

以上

担当：工務課 ■■■
(TEL: ■■■■■)

その他事故の発生防止・早期収束に向け実施している対策等①

事故対応合同訓練

警察、消防、道路管理者（福島県、NEXCO東日本等）と連携し、輸送における事故を想定した通報及び初動対応（放射線測定、土壌等の散乱による影響範囲の確認、通行規制の解除のための評価など）の訓練を計12回実施。



訓練の様子

その他事故の発生防止・早期収束に向け実施している対策等②

統括管理に関する覚書

中間貯蔵業務において設備を共有したり、共通の作業を実施したりする各JVにおいて、地域の信頼醸成及び不信感の払拭に努め、工事を円滑に進めるため、相互の基本的役割を定める覚書を締結している。

安全協議会

中間貯蔵関係業務の受注者（4つのJV）を会員とする協議会を設置し、中間貯蔵工事に関わる労働安全衛生、公衆災害、交通安全等に関する情報交換や安全施工に関する活動を実施。



協議会の様子

その他事故の発生防止・早期収束に向け実施している対策等③

福島県警との共催による受注者への講話

元請け事業者を対象に、福島県警察本部の交通等の担当者に講話いただき、作業員の交通事故等の概要や住民の声などを紹介し、対策を協議。



講話の様子

その他事故の発生防止・早期収束に向け実施している対策等④

安全パトロール

環境省の福島県内での除染や中間貯蔵事業の受注者を会員とした協議会を開催し、現場を監視する安全パトロールを実施。



安全パトロールの様子

中間貯蔵施設環境安全委員会 委員名簿

※敬称略

(学識経験者)

- 河津 賢澄 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター
特任教授
- 石田 順一郎 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
福島研究開発部門特任参与

(福島県)

- 大島 幸一 福島県生活環境部次長
- 星 一 福島県生活環境部中間貯蔵施設等対策室室長

(大熊町)

- 石田 仁 大熊町副町長
- 吉岡 文弘 大熊町環境対策課課長

(双葉町)

- 半澤 浩司 双葉町副町長
- 猪狩 浩 双葉町産業建設課課長

(大熊町が指名する住民)

- 井戸川 洋一 大熊町行政区長会会長
- 土屋 繁男 大熊町野馬形行政区区長
- 門馬 幸治 30年中間貯蔵施設地権者会会長
- 鈴木 光一 大熊町議会議員

(双葉町が指名する住民)

- 石田 翼 双葉町行政区長会会長
- 齊藤 宗一 双葉町郡山行政区区長
- 菅野 博紀 双葉町議会議員
- 高萩 文孝 双葉町議会議員